

国立大学法人への地方公務員派遣

(公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項第3号の法人を定める政令 令和2年3月27日施行)

特例措置前

- 一般職の地方公務員を職員として派遣させることができる団体として、国立大学法人が指定されていないため、当該法人に地方公務員を派遣させることができない。

【公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律】

第二条 任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの（以下この項及び第三項において「公益的法人等」という。）との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員（条例で定める職員を除く。）を派遣することができる。

一 一般社団法人又は一般財団法人

二 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人

三 特別の法律により設立された法人（前号に掲げるもの及び営利を目的とするものを除く。）で政令で定めるもの

四 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する連合組織で同項の規定による届出をしたもの

ニーズ

- 現状の制度では、一般職の地方公務員を職員として国立大学法人へ派遣することができない。

特例措置

- 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づく国立大学法人への一般職の地方公務員の派遣を可能とする。

効果

- ・職員の派遣に関する統一的なルールを確立し、職員の派遣の適正化、手続きの透明化等を図る。
 - ・地方公共団体と大学の身分を併せ持つ職員として、コーディネーター機能を発揮することで、官学の協働事業に新たな付加価値を創発する。
- これらにより、**地域の産官学連携を促進**する。